

広島県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町飯田字大山一七五一の二、一七五二の二、一七五四の二、一七七二、

一七七三の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

学校教育用地とするため